

新型コロナウイルス感染症 パラナ州政府による制限措置の一部緩和 2021年5月1日

・4月30日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、現在の制限措置を一部緩和し、同制限措置を5月15日5時まで適用する旨発表しました。

・一般商業活動等について、日曜日の対面営業が可能となりました。

●4月30日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、現在の制限措置を一部緩和し、同制限措置を5月15日5時まで適用する旨発表しました。同措置の主な内容は以下のとおりです（緩和された箇所は「」表記）。

1 不要不急の夜間外出制限（23時～翌5時まで）。

2 「23時」～翌5時までの公共スペースにおけるアルコール飲料の消費及び販売禁止。

3 以下の業種の営業停止、施設等の閉鎖、実施不可なもの。

- ・エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、ライブハウスなど）。
- ・レセプション等を開催するための屋内施設やキッズパークなど。
- ・見本市や学会などを開催するための施設。
- ・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・「50人以上の集会や懇親会などイベントの実施。」

4 以下の業種、活動については、営業時間や実施形態に条件付きで可能とする。（「日曜日の対面営業が可能となりました。」）

- ・一般商業活動：10時～22時、収容可能人数の50%まで営業可。
- ・スポーツジムなど：6時～22時、収容可能人数の30%まで営業可。
- ・ショッピングセンター：11時～22時、収容可能人数の50%まで営業可。
- ・レストラン、バー、軽食堂など：10時～23時、収容可能人数の50%まで営業可。
- ・「博物館など：10時～22時、収容可能人数の50%まで営業可。」

5 スーパーマーケットなどについては、毎日営業可（営業時間に対する制限もなし）。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<http://www.aen.pr.gov.br/modules/noticias/article.php?storyid=112116&tit=Novo-decreto-autoriza-abertura-do-comercio-aos-domingos>

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<http://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha#>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp